

## 公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成30年 6月12日	平成30年 6月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表質問 勉強会資料(新たな住宅セーフティネット制度における本市の方針について)</li> <li>・ 代表質問 勉強会資料(別紙 市営住宅事業について)</li> <li>・ 代表質問 勉強会資料(新たな住宅セーフティネット制度の枠組み)</li> <li>・ 代表質問 答弁調整会議資料(2月28日市会本会議 公明党 辻議員 8)</li> <li>・ 代表質問 答弁調整会議資料(新たな住宅セーフティネット制度について)</li> </ul>	公開	号	都市整備局	総務課
平成30年 6月12日	平成30年 6月26日	<p>平成30年2月6日付で大阪市長、大阪市教育委員会あてに提出された「市会本会議における各会派の質疑又は市長・市幹部等の答弁を行うにあたり議員と事前調整・作成した記録・文章・メール等の資料一式 平成28年度と平成29年度分について」(後に件名が「市会本会議における各会派の質疑又は市長、市幹部等の答弁を行うにあたり想定Q Aを作成したときの記録・文章・メール等の資料一式 平成29年度分について」に改められた。以下、当該請求書)との件名の当該請求書について、</p> <p>総務局からの上記の依頼に応じて、各局や各室、各区役所、大阪市教育委員会が、それぞれの組織内で、公文書、メモ類などについて、公開するか非公開とするかを検討する際、理事者を含む職員の間でやりとりしたメールを含む公文書や添付物、公文書以外のメモ類など。(例えば、市会関係の質疑に関して「公文書」の概念を整理し、「議員提出資料」や「想定Q A」、「とりまとめ関係」などの項目ごとに、それぞれの公開の可否を検討した経過や結果、結果を導いた判断理由を示したメールやファイルなど)</p> <p>総務局からの上記の依頼について、公文書や添付物、公文書以外のメモ類などを請求者に対して公開するか非公開とするかを検討した際、各局や各室、各区役所、大阪市教育委員会、大阪市長、特別職の相互間でやりとりしたメールを含む公文書や添付物、メモ類など。</p>	不存在	号	都市整備局	総務課